

大雪地区広域連合競争入札参加者指名停止事務処理要綱

平成 16 年 4 月 1 日
要綱第 8 号

(趣旨)

第 1 条 大雪地区広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止の事務処理については、この要綱に定めるところによるものとする。

(指名停止)

第 2 条 連合長は、資格者が別表第 1 又は別表第 2 の各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 連合長が指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第 3 条 連合長は、第 2 条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 連合長は、第 2 条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 連合長は、第 2 条第 1 項又は前 2 項の規定により指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 4 条 資格者が、1 の事案により別表各項の停止要件の二以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期、及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の短期及び長期とする。

- 2 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは1.5倍）の期間とする。
- (1) 別表第1項から第17項までの停止要件に係る指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む）に、それぞれ同表第1項から第17項までの停止要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第9項から第15項までの停止要件に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9項から第15項までの停止要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 連合長は、資格者について情状酌量すべきと特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 連合長は、資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 連合長は、指名停止期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。
- 6 連合長は、指名停止期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

（随意契約の相手方等の制限）

第5条 指名停止期間中の資格者を随意契約の相手方又は一般競争入札の参加者としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ連合長の承認をうけたときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第6条 指名停止期間中の資格者が広域連合の契約に係る建設工事等の全部若しくは一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、大雪地区広域連合競争入札参加者選考委員会の決するところによる。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 広域連合の発注する工事の請負契約に係る競争入札において入札執行に伴う事項で虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 広域連合と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「広域連合発注工事」という。)の施工に当り、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>3 広域連合区域内における工事で前項に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合においてかしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、広域連合発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不相当により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 広域連合発注工事の施工に当り、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものは除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当り、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不相当により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 広域連合発注工事の施工に当り、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当り、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内</p>

<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)から(3)に掲げる者が、広域連合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>(2) 資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(2)に掲げる者以外のもの。(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの。</p> <p>10 次の(1)から(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>11 次の(1)から(2)に掲げる者が、道外の他の公共機関職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日</p> <p>4ヵ月以上12ヵ月内</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 道内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次項に掲げる場合を除く。)</p> <p>13 広域連合発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(談合)</p> <p>14 資格者である個人、役員、使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を起訴されたとき(次項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2ヵ月以上12ヵ月内</p>

<p>15 広域連合発注工事に関し、資格者である個人、役員、使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を起訴されたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>16 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>17 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
--	---

別表第2

建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 広域連合の発注する契約に係る競争入札において入札執行に伴う事項で虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 広域連合と締結した契約（以下この表において「町発注契約」という。）の履行に当り、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く）</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>3 広域連合区域内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 2項に掲げる場合のほか、広域連合発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適当により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 広域連合発注契約の履行に当り、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものは除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>6 一般契約の履行に当り、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適当により生じた契約関係者事故)</p> <p>7 広域連合発注契約の履行に当り、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>8 一般契約の履行に当り、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内</p>

<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)から(3)に掲げる者が、広域連合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>(2) 資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(2)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの。</p> <p>10 次の(1)から(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>11 次の(1)から(2)に掲げる者が、道外の他の公共機関職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日</p> <p>4ヵ月以上12ヵ月内</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 道内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次項に掲げる場合を除く)。</p>	<p>当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>13 広域連合発注契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>14 資格者である個人、役員、使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を起訴されたとき(次項に掲げる場合を除く)。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上12ヵ月内</p>

<p>15 町発注契約に関し、資格者である個人、役員、使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を起訴されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為) 16 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>17 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p>